第 12 次春日井市交通安全計画（中間案）の概要について

１　計画の策定について

本計画は、昭和 45 年に制定された交通安全対策基本法に基づき、昭和 46 年以降、総合的な交通安全対策を実施するため、５カ年ごとに策定しています。令和５年６月に交通安全対策基本法が改正され、本計画策定の「努力義務」はなくなりましたが、本市の交通安全施策を総合的に推進するため、愛知県の交通安全計画との整合性を図りながら、引き続き本市においても計画を策定します。

２　基本方針

高齢者人口の増加に対する適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が要請される中、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、市民全ての願いである“安全で安心して暮らせる社会”を実現することが重要です。本計画では人命尊重の理念に基づき、人優先の交通安全思想を基本に、究極的には交通事故のない社会を目標とします。

基本方針①	道路交通環境の整備
基本方針②	交通安全思想の普及徹底
基本方針③	救助・救急活動の充実
基本方針④	被害者等支援の充実と推進

３　計画期間

2026 年度（令和８年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの５年間

４　計画改定の方針と主な修正点

国・県の交通安全計画の改定内容との整合性を図りながら、第 11 次春日井市交通安全計画を基に改定をします。

〈主な修正点〉

１　生活道路における交通安全対策の推進（修正）

安心して移動できる歩行空間網の整備とともに、ゾーン 30 プラスを整備するなどの対策、及び本年９月から生活道路の法定速度が時速 30 キロメートルに引き下げられたことに関する広報啓発の実施について追記しました。

２　横断歩行者の安全確保（修正）

高齢歩行者の横断時の事故を防止するため、行動特性を踏まえた交通安全教育の推進と、運転者に対する注意喚起について追記しました。

３　自転車の安全利用の推進（修正）

交通反則通告制度（青切符）の施行を踏まえた安全対策の強化、自転車の酒気帯び運転の罰則対象化や、乗車用ヘルメット着用を始めとした交通ルール・マナーの理解等を徹底する取組の推進と広報啓発、薄暮の時間帯における自転車のライト点灯の徹底による自転車の被視認性の向上を図ることについて追記しました。

また、自転車利用者に歩行者優先の意識、交通に参加する者としての十分な自覚・責任を根付かせることなどについて追記しました。

４　新しい小型モビリティの安全対策（新規）

特定小型原動機付自転車に関し、基本的な交通ルールやヘルメット着用の効果などの周知について新たに記載しました。

５　交通事故被害者等への相談対応等の支援（新規）

春日井市犯罪被害者等支援条例に基づき設置する総合支援窓口において、愛知県との連携により対応することについて新たに記載しました。

５　推進体制

学校、警察、事業者、地元町内会及び交通安全活動団体を含めた全ての関係機関が緊密な連携を図り、情報の共有及び意見交換を実施し本計画の施策を推進するとともに、地域住民の自主的な交通安全活動を促進し、協力・連携して交通安全対策を進めます。